平成二十六年厚生労働省令第六十三号

関する基準 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に

後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課 を次のように定める。 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)

第一条 この府令は、 以下同じ。)が条例で定めるに当たって参酌す べき基準を定めるものとする。 営基準」という。)を市町村(特別区を含む。 業の設備及び運営に関する基準(以下「設備運 十四条の八の二第二項の放課後児童健全育成事 法律第百六十四号。以下「法」という。)第三 児童福祉法 (昭和二十二年

健全育成事業を利用している児童(以下「利用 含む。以下同じ。)の監督に属する放課後児童 されることを保障するものとする。 た職員の支援により、心身ともに健やかに育成おいて、素養があり、かつ、適切な訓練を受け 者」という。)が、明るくて、衛生的な環境に 設備運営基準は、 市町村長(特別区の区長を 3

せるように努めるものとする。 (最低基準の目的) 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上さ 4

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定によ 的な環境において、素養があり、 やかに育成されることを保障するものとする。 訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健 準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生 り市町村が条例で定める基準(以下「最低基 (最低基準の向上) かつ、適切な 5

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条 児童健全育成事業者」という。)に対し、最低 ように勧告することができる。 基準を超えて、その設備及び運営を向上させる 課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後 係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放 場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に している場合にあってはその意見を、その他の 第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置

努めるものとする。 市町村は、最低基準を常に向上させるように

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

を超えて、常に、その設備及び運営を向上させ第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準 なければならない

> 2 を低下させてはならない。 している放課後児童健全育成事業者において は、最低基準を理由として、その設備又は運営 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営を

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

|第五条 放課後児童健全育成事業における支援 児童の健全な育成を図ることを目的として行わ 基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該 当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、 応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、 保護者が労働等により昼間家庭にいないものに れなければならない。 は、小学校に就学している児童であって、その つき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に

2 重して、その運営を行わなければならない。 に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権

う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切 会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行 交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社 に説明するよう努めなければならない。 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との

「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造 するよう努めなければならない。 容について、自ら評価を行い、その結果を公表 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下

用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設 けられなければならない。 設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火 練をするように努めなければならない。 器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要 体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓 な設備を設けるとともに、非常災害に対する具 (放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓 練は、定期的にこれを行わなければならない。 (安全計画の策定等)

第六条の二 放課後児童健全育成事業者は、利用 成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業 ける安全に関する指導、職員の研修及び訓練そ 者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育 の他放課後児童健全育成事業所における安全に 健全育成事業所での生活その他の日常生活にお 所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する 事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童

計画に従い必要な措置を講じなければならな 関する事項についての計画(以下この条におい て「安全計画」という。)を策定し、当該安全

2 修及び訓練を定期的に実施しなければならな 安全計画について周知するとともに、前項の研 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、

3 容等について周知しなければならない。 う、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全 確保に関して保護者との連携が図られるよ

4 変更を行うものとする。 計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用 ときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼そ 者の事業所外での活動、取組等のための移動そ ばならない。 の他の利用者の所在を確実に把握することがで の他の利用者の移動のために自動車を運行する きる方法により、利用者の所在を確認しなけれ

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者 熱意のある者であって、できる限り児童福祉事 豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に ければならない。 業の理論及び実際について訓練を受けた者でな の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、

に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るた第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常 に努めなければならない。めに必要な知識及び技能の修得、 技能の向上等) 維持及び向上

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び

2 ければならない。 その資質の向上のための研修の機会を確保しな 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、

(設備の基準)

|第九条 放課後児童健全育成事業所には、 必要な設備及び備品等を備えなければならな び生活の場としての機能並びに静養するための 区画」という。)を設けるほか、支援の提供に 機能を備えた区画(以下この条において「専用

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむ ・六五平方メートル以上でなければならな

3 りでない。 時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事 品等(次項において「専用区画等」という。) し、利用者の支援に支障がない場合は、この限 業の用に供するものでなければならない。ただ は、放課後児童健全育成事業所を開所している 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備

のでなければならない。 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたも

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児 置かなければならない。 童健全育成事業所ごとに、 放課後児童支援員を

2 二人以上とする。ただし、その一人を除き、 きる。 おいて同じ。)をもってこれに代えることが 助員(放課後児童支援員が行う支援について放 課後児童支援員を補助する者をいう。第五項に 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 補

う研修を修了したものでなければならない。 二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行 該当する者であって、都道府県知事又は地方自 十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第 治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五 放課後児童支援員は、次の各号のいずれ

施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) 成事業所にあっては、保育士又は当該事業実 する事業実施区域内にある放課後児童健全育 年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定 の資格を有する者 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五

二 社会福祉士の資格を有する者

臣がこれと同等以上の資格を有すると認定し の課程以外の課程によりこれに相当する学校 による十二年の学校教育を修了した者(通常 た者、同法第九十条第二項の規定により大学 校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業し 号)の規定による高等学校(旧中等学校令 教育を修了した者を含む。)又は文部科学大 (昭和十八年勅令第三十六号) による中等学 た者(第九号において「高等学校卒業者等」 への入学を認められた者若しくは通常の課程 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

という。) であって、二年以上児童福祉事業

て卒業した者(当該学科又は当該課程を修め修する学科又はこれらに相当する課程を修め て同法の規定による専門職大学の前期課程を 教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専 を含む。)において、社会福祉学、心理学、 十七号)第四条に規定する免許状を有する者 (大正七年勅令第三百八十八号) による大学 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四 了した者を含む。) 学校教育法の規定による大学(旧大学令

社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術 定により大学院への入学が認められた者 得したことにより、同法第百二条第二項の規 若しくは体育学を専修する学科又はこれらに 相当する課程において優秀な成績で単位を修 会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学 学校教育法の規定による大学において、社 学校教育法の規定による大学院において、

修めて卒業した者 を専修する学科又はこれらに相当する課程を 学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学 らに相当する課程を修めて卒業した者 外国の大学において、社会福祉学、心理

学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれ

事した者であって、市町村長が適当と認めた 放課後児童健全育成事業に類似する事業に従 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上 2

数は、おおむね四十人以下とする。 ものをいい、一の支援の単位を構成する児童の 一又は複数の利用者に対して一体的に行われる 事業における支援であって、その提供が同時に た者であって、市町村長が適当と認めたもの 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成 五年以上放課後児童健全育成事業に従事し 3

している場合その他の利用者の支援に支障がな敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事 課後児童健全育成事業所であって、放課後児童 ばならない。ただし、利用者が二十人未満の放ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなけれ 支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一 い場合は、この限りでない。 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位

(利用者を平等に取り扱う原則)

の国籍、信条又は社会的身分によって、 取扱いをしてはならない 放課後児童健全育成事業者は、 利用者 差別的

Ŧ.

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、 行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与 利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる える行為をしてはならない。

第十二条の二 放課後児童健全育成事業者は、放 講ずるよう努めなければならない。 この条において「業務継続計画」という。)を 提供を継続的に実施するための、及び非常時の 災害の発生時において、利用者に対する支援の 策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を 体制で早期の業務再開を図るための計画(以下 課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常

2 な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めな 業務継続計画について周知するとともに、必要 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、

3 継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継 続計画の変更を行うよう努めるものとする。 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務

|第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者 な措置を講じなければならない。 の使用する設備、食器等又は飲用に供する水に ついて、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要

ばならない。 染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため 全育成事業所において感染症又は食中毒が発生 ための訓練を定期的に実施するよう努めなけれ の研修並びに感染症の予防及びまん延の防止の し、又はまん延しないように、職員に対し、感 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健

管理を適正に行わなければならない。 品その他の医療品を備えるとともに、それらの 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬

事業の運営についての重要事項に関する運営規

事業の目的及び運営の方針

支援の内容及び当該支援の提供につき利用

者の保護者が支払うべき額

ければならない。

(衛生管理等)

2 3

行わなければならない。

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後 児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる (運営規程)

程を定めておかなければならない。 開所している日及び時間 職員の職種、員数及び職務の内容

通常の事業の実施地域

緊急時等における対応方法 事業の利用に当たっての留意事項

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、 (放課後児童健全育成事業者が備える帳簿) 虐待の防止のための措置に関する事 その他事業の運営に関する重要事項

|第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、 財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかに する帳簿を整備しておかなければならない。 (秘密保持等)

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった 利用者又はその家族の秘密を漏らすことがない 者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た 又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者 よう、必要な措置を講じなければならない。 (苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行 合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を を受け付けるための窓口を設置する等の必要な 援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場 措置を講じなければならない。 の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情 った支援に関する利用者又はその保護者等から 放課後児童健全育成事業者は、その行った支

条第一項の規定による調査にできる限り協力し 規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五 なければならない。 (昭和二十六年法律第四十五号) 第八十三条に 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後 おける児童の保護者の労働時間、小学校の授業 事業所ごとに定める。 の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該 号に定める時間以上を原則として、その地方に 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各 児童健全育成事業所を開所する時間について、

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課 全育成事業 一日につき八時間 小学校の授業の休業日に行う放課後児童

2 全育成事業所を開所する日数について、 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健 後児童健全育成事業 一日につき三時間 一年に

> の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業 おける児童の保護者の就労日数、小学校の授業 所ごとに定める。 つき二百五十日以上を原則として、その地方に

(保護者との連絡)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、 関係機関と密接に連携して利用者の支援に当た 村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等 容等につき、その保護者の理解及び協力を得る 用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者 よう努めなければならない。 の健康及び行動を説明するとともに、支援の内 (関係機関との連携) 放課後児童健全育成事業者は、常に利

らなければならない。 (事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、 ければならない。 等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じな 合は、速やかに、市町村、 者に対する支援の提供により事故が発生した場 当該利用者の保護者

2 ない。 る支援の提供により賠償すべき事故が発生した 場合は、損害賠償を速やかに行わなければなら 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対す

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び (平成二十四年法律第六十七号) の施行の日 律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 な提供の推進に関する法律の一部を改正する法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 ら施行する。

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三 用については、同項中「修了したもの」とある 月三十一日までの間、第十条第三項の規定の む。)」とする。 のは、「修了したもの(平成三十二年三月三十 一日までに修了することを予定している者を含

省令第一三三号) 則 (平成二七年八月三一日厚生労働

革特別区域法の一部を改正する法律の施行の (平成二十七年九月一日)から施行する。 この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改 日

令第一二号) 則 (平成二八年二月三日厚生労働省

する。 この省令は、平成二十八年四月一日から施行

省令第九四号) 附则 (平成二九年九月二二日厚生労働)

付 訓 (平成三〇年二月一六日享主労動(平成二十九年九月二十二日)から施行する。革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改

省令第一五号) 附則 (平成三〇年二月一六日厚生労働

附 則 (平成三〇年三月三〇日享生労動)る。 この省令は、平成三十一年四月一日から施行

か省令は、平成三十平四月一日から施庁す省令第四六号) 明 (平成三〇年三月三〇日厚生労働附 則 (平成三〇年三月三〇日厚生労働

附 則 (平成三一年三月二九日厚生労働)。 この省令は、平成三十年四月一日から施行す

附則(令和元年一〇月三日厚生労働省へる。

省令第五〇号)

a。 この省令は、令和二年四月一日から施行す

省令第一五九号) 附 則 (令和四年一一月三〇日厚生労働

(安全計画の策定等に係る経過措置)

> 努めなければ」とする。 努めなければ」とあるのは「周知するよう が記基準」という。)第三十七条の二(新指定 は、「実施しなければ」と、「実施しなければ」と、 とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「とあるのは「講びなければ」とあるのは「講が るよう努めなければ」と、「実施しなければ」と とあるのは「実施するよう努めなければ」と、 とあるのは「実施するよう努めなければ」と、 とあるのは「実施するよう努めなければ」と、 とあるのは「実施するよう努めなければ」と、 を含む。)第三十七条の二(新指定

省令第一七五号) 抄附 則 (令和四年一二月二八日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

令第四八号) 抄附 則 (令和五年三月三一日厚生労働省

(施行期日)

する。 する。 する。